

高知県レンタル畜産施設等整備事業

◆レンタル畜産施設等整備事業とは

農協等が、農家向けに畜舎を建てレンタルする場合に、県と市町村が施設建設に係る経費を補助することで、農家の初期投資を少なくし、安心して畜産経営に取り組んでいただくための事業です。

◆こんな方に便利な事業です

- ・新規就農者（５年以内）や新たに畜産に取り組みたい方
- ・畜舎等の規模拡大を考えている方
- ・既存施設と一体的な畜産施設の新設や、古くなった畜舎の補改修（高度化）を考えている方
- ・台風等の自然災害により被災した畜産施設等の復旧を行う場合

◆補助の限度額と補助率

区分	対象※ ⁴	補助対象限度額 (m^2 当たり) ※ストール等附帯部分を含む	補助率	
			県	市町村※ ¹
新規畜産就農希望者 (肉用牛、乳用牛、養豚、養鶏) 及び規模拡大(増頭、増羽)を考えている畜産農家	肉用牛舎	36千円	1/3以内 (中山間地域2/5以内)	1/3以上
	乳用牛舎	51千円		
	一般豚舎	68千円		
	開放鶏舎	29千円		
	ウィンドレス鶏舎	72千円		
	たい肥舎(500㎡未満)	34千円	1/3以内	1/3以上
	たい肥舎(500㎡以上)	31千円	1/3以内	1/3以上
高度化促進区分※ ²	上記対象施設	対象畜種と同じ	1/3以内	1/3以上
災害復旧区分※ ³	上記対象施設	対象畜種と同じ	2/5以内	1/3以上

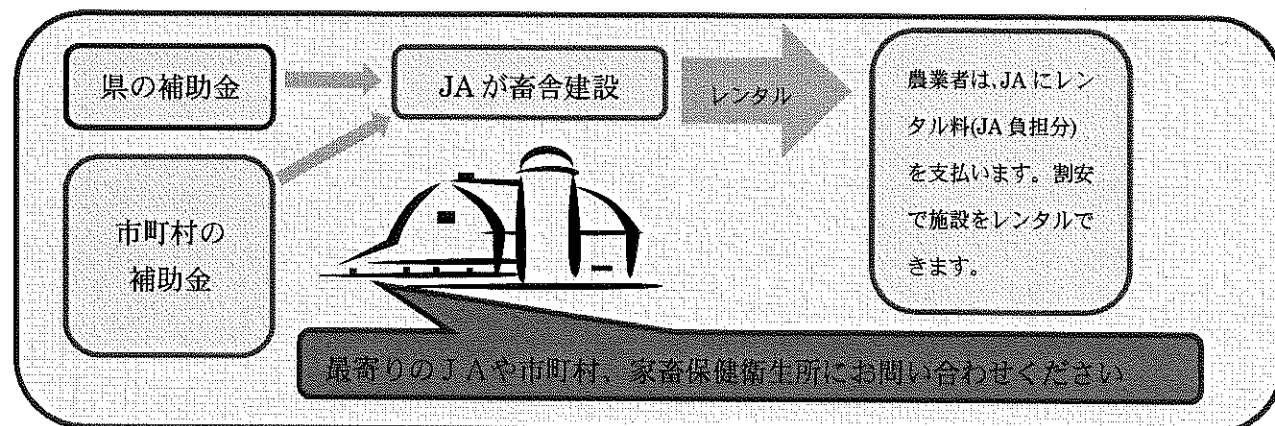
※¹市町村によっては、補助対象限度額や補助率が異なる場合があります。

※²高度化促進事業とは、既存施設と一体的な畜産飼養管理施設の新設を行うことにより、効率的な飼養管理と増頭・増羽が可能となる場合に、既存施設の面積も含めた施設の新設に補助するもの、もしくは既存施設や附帯部分の改修等により、増頭・増羽または乳量が増えるなど収益性の向上が可能となる場合に、既存施設や附帯部分の改修に補助するものです。

※³災害復旧事業とは、台風等の自然災害により被災した畜産施設等の復旧を行う場合に、被災した施設等の改修等に補助するものです。

※⁴高度化拡大ならび災害復旧区分に係る旧畜産施設の取り壊しは補助対象となりません。

◆レンタルの概略図（農協が実施主体の場合）



◆レンタル料の試算

新規就農者が中山間地域に 280m^2 で 1,000 万円の肉用牛舎を建設する場合(補助率: 県 2/5、市町村 1/3)

◎レンタル料(総額) $1,000 \text{ 万円(建設費)} - 733 \text{ 万円(補助金)} = 267 \text{ 万円}$

◎レンタル料(年間) $267 \text{ 万円} + 80 \text{ 万円(消費税)} \div 17 \text{ 年(法定耐用年数)} = \text{約 } 20 \text{ 万円}$

※レンタル料には、他に管理料が別途必要となります。また、限度額を超える施設の場合、超過金額には、補助金が交付されません(上限事業費を下回る場合は、事業費が上限額となります)。